

公益財団法人富山市スポーツ協会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人富山市スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 規程第2条に基づく表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 特別スポーツ功労者表彰
- (2) スポーツ功労者表彰
- (3) 感謝状
- (4) 特別優秀選手及び特別優秀指導者表彰
- (5) 優秀選手及び優秀指導者表彰
- (6) ジュニア県体優勝選手及びジュニア県体優勝指導者表彰
- (7) マスターズ優勝選手表彰
- (8) 特別表彰

(表彰の対象)

第3条 表彰は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特別スポーツ功労者表彰

公益財団法人富山市スポーツ協会の発展に尽力し、会長、副会長として通算10年以上在任した者で、その功績顕著と認められる者。

- (2) スポーツ功労者表彰

公益財団法人富山市スポーツ協会役員（理事、監事）として10年以上在任した満50才以上の者で、その功績顕著と認められる者。また、公益財団法人富山市スポーツ協会加盟団体の発展に尽力し、会長、副会長、理事長として通算10年以上在任した満50才以上の者で、その功績顕著と認められる者（加盟団体毎の1回の表彰は1名を限度とする）。ただし、過去における被表彰者は除くものとする。また、次号の感謝状も同

様とする。

(3) 感謝状

公益財団法人富山市スポーツ協会加盟団体において第3条第1号及び第2号以外の役員として通算10年以上在任した満45才以上の者で、その功績が顕著と認められる者。

(4) 特別優秀選手及び特別優秀指導者表彰

日本選手権大会、国民体育大会、全国学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会に出場し、優勝した選手及び指導者。または、国際大会に出場し、特に優秀な成績（3位以内）をおさめた選手及び指導者。

(5) 優秀選手及び優秀指導者表彰

第3条第4号以外の全国大会（文部科学省、（公財）日本スポーツ協会及びその加盟団体が主催する全国大会）に出場し、優勝した選手及び指導者。

(6) ジュニア県体優勝選手及びジュニア県体優勝指導者表彰

富山県民体育大会に出場し、優勝した選手及び指導者。ただし、小学生は3部の種目、中学生は2部又は3部の種目とする。

(7) マスターズ優勝選手表彰

日本スポーツマスターズ大会並びに（公財）日本スポーツ協会の加盟団体及びそれに準ずる団体が主催するマスターズ大会に予選会を経て出場し優勝した選手。

(8) 特別表彰

特別表彰は、必要があると認められるときに、富山市のスポーツの普及、推進に功績顕著なものについて行う。

(起算基準等)

第4条 被表彰者は富山市に住所を有する者、または富山市出身者のうち（出身者とは、原則として中・高校生時代に市内に在住していた者とする）会長が特に認める者とする。

なお、年齢、活動年数等は、4月1日現在とする。

2 表彰は随時行うことができる。

3 第3条第4号から第6号の指導者（監督又はコーチ）はそれぞれ指導歴1年以上で、種目に変更となった場合も1回限りとする。

附 則

この細則は、昭和56年3月改正。

附 則

この細則は、平成5年4月改正。

附 則

この細則は、平成8年1月改正。

附 則

この細則は、平成19年5月改正。

附 則

この細則は、平成19年12月改正。

附 則

この細則は、平成23年4月改正。

附 則

この細則は、平成29年6月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月3日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。